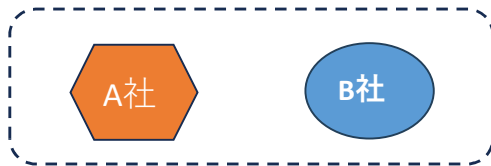


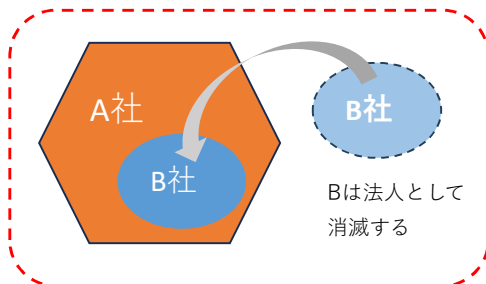
【1】 既に存在する会社 A が 既に存在する会社 B の権利・義務等をまるごと引き継ぐ場合

（1） 吸収合併という方法（A社がB社を吸収する）

Before



After



① A社とB社が 同一企業グループ内 の会社であるか、または
対等な立場 での吸収合併である場合など

→ 税金計算上では 適格合併 という「簿価引き継ぎ」タイプの可能性大
判定(法人税法 第2条 12の8)へ

② 上記①に当てはまらない吸収合併である場合

→ 税金計算上では 非適格合併 という「時価引き継ぎ」タイプになる

（2） 同一企業グループ内か、もしくは、対等な立場での吸収合併というケースに当てはまる場合（適格合併）

（要するに、合併の前後で経済的な実態が「実質的に変わらない」ので合併による損得(譲渡損益)は合併時点では認識しない）



側で行われる仕訳と税金計算 / 適格合併なので、相手側のB/S科目をそのまま「簿価」で受け入れる

【税務上の仕訳その1；資産と負債の受け入れ】

借方科目	借方金額	貸方科目	貸方金額	摘要・メモ等
現金・預金	簿価	買掛金や未払金	簿価	
売掛金や未収金	簿価	借入金	そのままの額	
譲渡損益調整資産として 扱うべき固定資産	簿価	資本金等の額	※B社のB/Sより計算	B社の資本金等の額のうち、A社の持分(%)
		資本金等の額		B社の資本金等の額のうち、A社以外の持分(%)
普通の固定資産	簿価	利益剰余金	差額	※適格合併つまり「合併前後で実態不変」なので BSは丸ごと受け入れ、利益剰余金もそのまま引き継ぐ
合計	0	合計	0	

【税務上の仕訳その2；A社が持っていた、合併相手であるB社株式(B/S投資等の部の出資金)は強制的に“消滅”させる】

借方科目	借方金額	貸方科目	貸方金額	摘要・メモ等
資本金等の額	※B社のB/Sより計算	B社株式(出資金)	合併直前の簿価 ※A社のB/S記載額	
抱合せ株式消滅損益	差額			
合計	0	合計	0	

※ 抱合せ株式消滅損益については会計上は認識OKだが、税務上は損金不算入なので別表四 加算・留保

【税務上の仕訳その3；合併相手であるB社の「A社以外の株主さん達」に、消滅するB社株式のかわりにA社株式を渡す場合。】

借方科目	借方金額	貸方科目	貸方金額	摘要・メモ等
資本金等の額		*****		① いったんB社株を引き取って…
*****		資本金等の額★		② 吸収合併したA社の株を渡してあげると考える。 「身内以外の者」に渡す株なので、ここは時価。
その他資本剰余金	差額			③ 上記②で「時価」としたとしても、結局は 差額は「その他資本剰余金」にしないといけない
合計		合計		

- ※ 合併で消滅するB社の株主には、合併の対価として合併法人である「A社の株式等」のみが交付される場合、B社の株主は、自分が持っているB社株を「簿価で譲渡したものとして」譲渡損益を繰り延べることとなる。
- ※ 新株発行による増加資本★については、払込資本の増加（資本金または資本剰余金）として処理。
資本金、資本準備金、その他資本剰余金のいずれを増加するかは会社法の規定に基づき決定
- ※ 上記の「仕訳その3」には、合併対価として“利益積立金額から成る部分”が無い。だから、みなし配当や、株主への課税はない

B社

側で行われる仕訳と税金計算 / B/S科目をすべて逆仕訳にして「資産・負債科目をゼロ」にする

借方科目	借方金額	貸方科目	貸方金額	摘要・メモ等
買掛金や未払金	簿価	現金・預金	簿価	
借入金	簿価	売掛金や未収金	簿価	
資本金等の額	簿価	固定資産	簿価	
利益剰余金	簿価	その他の資産	簿価	
合計	0	合計	0	